

「子どもの意見形成・表明支援事業」
公募型企画競争 提案説明書

令和6年7月
札幌市子ども未来局児童相談所

1 業務の名称

「子どもの意見形成・表明支援事業」

2 業務目的

令和4年度児童福祉法改正を踏まえ、社会的養護に係る子どもの意見表明権の行使を促進し、子どもの権利擁護を推進することを目的とする。

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補事業者との随意契約

(2) 公開日

令和6年7月30日(火)

(3) 履行期間

令和6年8月下旬(契約締結日)～令和7年3月31日

4 業務の内容

社会的養護に係る子どもの権利擁護の推進・強化のため、利害関係のある直接の関係者・関係機関には所属していない第三者の立場である意見表明等支援員(以下、「アドボケイト」という。)が、児童福祉施設等に入所している子どもに対して意見形成支援及び意見表明支援を行う。また、アドボケイトを養成するための研修(以下、「養成研修」という。)を実施する。

詳細については別紙仕様書のとおり。なお、仕様の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。

5 予算規模

3,300千円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 全体的な留意事項

- (1) 企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画内容を評価しやすいよう具体的にわかりやすく記述すること。
- (2) 本市の仕様書に示す要求事項が漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので、留意すること。
- (3) 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

7 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 札幌市内に活動拠点を有する法人格を有する企業、団体であること。
- (2) 市との契約等において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日付け財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされてないこと。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (5) 審査基準日の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者に該当しない者。
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者に該当しない者。
- (7) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

8 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあっては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で評価委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

9 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しない者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

10 企画提案に係るスケジュール

- (1) 書面審査期限(提案説明書) 令和6年7月26日(金)
- (2) 企画提案の公募開始 令和6年7月30日(火)
※ 契約管理課及び児童相談所のホームページに掲載する
- (3) 質問書の提出期限 令和6年8月5日(月)
- (4) 質問書に対する回答(予定) 令和6年8月7日(水)
- (5) 参加意向申出書の提出締切日 令和6年8月9日(金)
- (6) 企画提案書等提出期限 令和6年8月20日(火)
- (7) 審査委員会の開催 令和6年8月26日(月)9:30~
- (8) 契約締結日 令和6年8月下旬を予定

11 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式3)に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

(1) 質問受付期限

令和6年8月5日(月)

(2) 質問に対する回答

担当課は、質問を受けた場合は質問者に対し令和6年7月18日(木)までに回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

(3) 送付先電子メールアドレス

cs.jisou@city.sapporo.jp

※ メールのタイトルは「【団体名】子どもの意見形成・表明支援事業質問書」とする。

12 参加意向申出書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は、下記のとおり、参加意向申出書(様式4)を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年8月9日(金)

(2) 提出方法

郵送または直接持参とする。(平日8時45分～17時15分まで)

(3) 提出先

札幌市中央区北7条西26丁目 札幌市児童相談所家庭支援課

(4) その他

提出期限までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

13 企画提案書の提出

(1) 提案内容

「子どもの意見形成・表明支援事業企画提案仕様書」のとおり。

(2) 提出書類

ア 応募申込書(様式1)

イ 法人登記履歴事項全部証明書(発行後3か月以内の原本に限る)

ウ 定款(複写可)

エ 貸借対照表、損益計算書

オ 参加資格に関わる申出書(様式2)

カ 納税を証明する書類等

- ・ 市区町村税の納税証明書

本提案説明書の配布開始日以降に発行された、課税されている全ての項目について未納がない旨の証明書(契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地の市区町村が発行する納税証明書。所在地が札幌市の場合は、札幌市が発行する「納税証明書(指名願)」とする。)

- ・ 消費税及び地方消費税の納税証明書

本提案説明書の配布開始日以降に発行された、未納がない旨の証明書(本店所在地を所管する税務署が発行する納税証明書)

キ 企画提案書(作成にあたっては、別紙仕様書を熟読の上、下記の「(3)その他の留意事項」に従うこと。)

ク 参考見積(様式なし。ただし、A4 サイズとすること。)

(3) その他の留意事項

ア 企画提案書には表紙をつけ、表題として「子どもの意見形成・表明支援事業」と記載すること。また、企画提案書はすべて A4 サイズとすること。

イ 一部は製本し、事業者名及び代表者名を表紙に記載したうえ、代表者印を押印すること。また、提案者の担当部門及び責任者を明示すること(これを「正本」という)。

ウ 正本の表面には「氏名(法人の場合はその名称または商号)業務企画提案書」と記載すること。

エ 印を押さない企画提案書、参考見積書を 10 部作成すること(これを「副本」という)。副本は表紙に事業者名を記載しないこと。副本は製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと(ページ番号を記載するなど落丁対策を講じること)。

オ 書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

カ 誤字等を除き、書類等提出後の内容変更及び追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。

キ 書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

ク 提出された書類は返却しない。

ケ 書類の著作権は申込者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用することができる。

コ 書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

サ 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)の提出が必要である。

14 企画提案を求める事項

企画提案書は、別紙仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。

(1) 意見形成・表明支援の実施案(対象施設、方法、頻度等)

(2) 対象となる施設の職員や子どもへの説明資料案

(3) アドボケイトに対するスーパーバイズの体制

(4) 養成研修のプログラム案

(5) 養成研修受講者の募集方法及び養成研修修了者の情報管理方法

(6) 法人の概要が分かるもの

(7) 参考見積書

A4 版片面(書式及び枚数は自由)とする。人件費(社会保険料などの法定福利費を含む。)及び諸経費等の積算根拠が分かるように作成すること。

15 審査

(1) 企画競争実施委員会

業務委託契約の優先交渉団体選定のため、「子どもの意見形成・表明支援事業企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)を設置する。

(2) 審査方法

ア 本市が設置する実施委員会が、企画競争参加者の提出した企画提案書について書類審査、及び、下記に掲げる企画提案審査会(ヒアリング)を実施し、採点を行う。予算規模の範囲内で、最低基準点(委員の総合得点の6割)を超える、合計得点の最も高かつた者を契約の優先交渉団体とする。

イ 企画提案審査会(ヒアリング)について

(ア) 令和6年8月下旬(予定)に、札幌市児童福祉総合センターで実施を予定。出席者は総括責任者を含め最大3名までとする。

(イ) ヒアリングは1者あたり約30分(説明20分、質疑応答約10分)を想定し、順次個別に行う。(ヒアリング時間は想定であり、変わることもある。)

(ウ) ヒアリング時間等詳細については、参加者に別途通知する。

(エ) 実施委員会による採点が同点の場合、審査項目における「事業実施について」の評価点の合計が高い者を入選者として選定する。なお、「事業実施についての評価点」の合計も同点の場合は、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

ウ 審査結果

契約候補者の決定後、速やかに申込み団体全員に文書で通知する。

エ その他

参加者が1者となった場合でも、最低基準点(委員の総合得点の6割)を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

16 評価について

(1) 評価項目及び評価基準

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により、各実施委員が独立して評価点を算出し、その評価点の合計値に基づき実施委員会が評価を確定することとする。

評価項目	評価基準	係数	評価点上限
① 事業者の体制	過去の実績や組織体制などから、子どもの権利擁護に対し理解があり、人材確保も含め適切な業務遂行能力が認められるか。	3	15
	市や関係機関との十分な連携がとれる体制となっているか。	1	5
	仕様書に沿って必要な経費が適切に積算されているか。	1	5
② 事業実施について	意見形成・表明支援の実施頻度や方法等について、効果的な実施に向けての創意工夫がなされているか。	3	15

	アドボカシーの趣旨やアドボケイトの活動内容について、対象の施設職員や子どもの理解を得るために創意工夫がなされているか。	2	10
	事業実施に際し、十分なアドボケイトが確保されており、かつアドボケイトへのスーパー・バイズ体制が整えられているか。	2	10
	アドボケイト養成のための研修について、国の示すガイドラインに則ったカリキュラムの実施、受講者の募集などについて、現実的かつ創意工夫がなされた計画となっているか。	6	30
	事業の実施に当たっては計画的かつ適切なスケジュール構成となっているか。	2	10
合 計			100

(2) 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

17 契約条件

(1) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(2) 事業費(消費税及び地方消費税を含む。)

3,300千円

※ 上記金額は上限を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(3) 契約

契約は、選定された優先交渉団体と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり、企画提案内容(参考見積内容を含む。)をもって、そのまま契約することは限らない。

また、選定された優先交渉団体との協議が不調に終わった場合には、順次2位以降の者を繰り上げて、その団体と契約に向けた協議を行う。

18 問合せ先

担当 札幌市子ども未来局児童相談所家庭支援課 山本

住所 〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目1-1

電話 011-622-8619

FAX 011-622-8701

メール cs.jisou@city.sapporo.jp